

公益社団法人日本全職業調理士協会特定個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本全職業調理士協会（以下「本会」という。）の「個人情報保護規程」（以下「保護規程」という。）第17条の規定を受け、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、本会の取り扱う特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義については、保護規程第2条に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした特定個人情報については、この規則に従うものとする。

2 専門委員、研究員、各種委員会委員、顧問及び本会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規則を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規則の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本会においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本会で取り扱う特定個人情報について、この規則に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この規則の適正な実施及び運用を図り、特定個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(特定個人情報の取得)

第5条 特定個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接に特定個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) 本会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 特定個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 本人等以外の者から間接的に特定個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 特定個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「公益社団法人日本全職業調理士協会が業務上保有する個人情報の利用目的」に定める本会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(特定個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、特定個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において特定個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 特定個人情報の保護に関し、この規則と同等以上の規程等を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(3) 本会との間に、適正な内容の特定個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、特定個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本会が当該業務委託先に課した特定個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(特定個人情報の正確性確保)

第8条 特定個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、特定個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて特定個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、事務取扱担当者に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、特定個人情報の安全管理が図られるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(特定個人情報の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった特定個人情報については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、特定個人情報の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した特定個人情報の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを本会の「文書管理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、特定個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、特定個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、特定個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(特定個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 本会がすでに保有している特定個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

- 第16条 本会の特定個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務課が担当する。
- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
 - 3 総務課長は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。
 - 4 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について会長に報告するものとする。

(特定個人情報に関する取扱細則)

第17条 この規則の取扱いの細則については、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第18条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成28年6月1日より施行する。